

# インボイス制度説明会のご案内

～ 消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け ～

今まで消費税の申告をしたことがないなど、消費税の基本的な仕組みから知りたい方向けに、インボイス制度に関する説明会を開催します。

インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている場合は、こちらの説明会をお勧めしておりますので、ぜひご参加ください。

## 【説明会の主な内容】

- ・ 消費税の基本的な仕組み
- ・ インボイス制度の基本的な事項

**参加無料**  
事前登録制/先着順

## 【説明会の日程】

開催日時	定員	開催場所	お問合せ先
令和4年8月25日 10時00分～ 11時00分	15名 【事前登録制】 (申込期限：8月19日)	佐渡税務署（2階会議室） 佐渡市相川三丁目新浜町3番3 佐渡相川合同庁舎	佐渡税務署 個人課税部門 TEL0259-74-3816 (ダイヤルイン)
令和4年8月25日 13時30分～ 14時30分	15名 【事前登録制】 (申込期限：8月19日)		
令和4年9月27日 10時00分～ 11時00分	15名 【事前登録制】 (申込期限：9月21日)		
令和4年9月27日 13時30分～ 14時30分	15名 【事前登録制】 (申込期限：9月21日)		

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など車での来場はご遠慮ください。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）  
【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

インボイス制度に関する情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

【特設サイトへ】



# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 免税事業者の登録申請手続

- 制度が始まる**令和5年10月1日に登録**を受けようとする場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（登録申請書）を**令和5年3月31日まで**に提出する必要があります（「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません）
- 登録を受けると課税事業者となります。この場合、令和5年10月1日を含む課税期間については、登録日である令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります
- この場合、制度開始当初から簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を**令和5年10月1日を含む課税期間の末日まで\***に提出する必要があります
  - ※ 個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで
  - ※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります）

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例（令和5年10月1日からインボイス発行事業者となる場合）

